

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

平成30年2月15日提出

岐阜県教育委員会

教育長 松川禮子

(提案理由)

- ・県立高等学校に、家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日を設けること等に伴い、所要の規定整備を行うため。

## 岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則の概要

### 1 改正の前提

平成29年9月に学校教育法施行令及び学校教育法施行規則の一部改正により、大学を除く公立の学校の休業日として、新たに家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日が例示されたことに伴い、岐阜県立高等学校においても同様の休業日を設けるため、高等学校管理規則の一部を改正するもの。

また、平成29年3月に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づく学校運営協議会を県立学校に設置すること及び、各県立高等学校の職員組織の中に特別支援教育コーディネーターを主任相当職として新たに位置付けることに伴い、所要の規定の整理を行うもの。

### 2 施行日

平成30年4月1日施行

### 3 改正の主な概要

#### (1) 家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日の設置に伴う改正

- ・「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日」の規定を追加。(第5条第1項第4号関係)
- ・「家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日」を定める場合の届出の規定を追加。(第5条第3項関係)

#### (2) 学校運営協議会の設置に伴う改正

- ・学校評価の評価者に学校運営協議会委員を追加。(第7条の2関係)
- ・学校評議員の設置について、学校運営協議会を置く場合はその限りではない旨規定する。(第29条の3関係)

#### (3) 特別支援教育コーディネーターの設置に伴う改正

- ・「特別支援教育コーディネーター」に関する規定を追加。(第18条の2関係)

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年二月 日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

岐阜県立高等学校管理規則（昭和三十九年岐阜県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（昭和三十一年法律第六十号）」の下に「。以下「法」という。」を加える。

第五条第一項中「第一百四条第一項において準用する」の下に「規則」を加える。

第五条第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第二号の次に次の一号を加える。

四 家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日 四月一日から翌年三月三十一日までの間（ただし、前二号の規定により校長が休業日と定めた期間を除く。）において校長が定める日又は期間

第五条中第四項を第五項とし、第二項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 校長は、第一項第四号の休業日を定める場合においては、体験的学習活動等休業日指定届（別記第一号様式の二）によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第七条の一第一項中「学校評議員」の下に「又は岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成二十年岐阜県教育委員会規則第一号）第三条第一項で定める学校運営協議会委員（以下「学校運営協議会委員」という。）」を加え、同条第二項及び第三項中「学校評議員」の下に「又は学校運営協議会委員」を加える。

第十八条の二に次の一条を加える。

（特別支援教育コーディネーター）

第十八条の二 学校の課程ごとに、特別支援教育コーディネーターを置く。ただし、これららの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2 特別支援教育コーディネーターは、特別支援教育の推進に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

3 特別支援教育コーディネーターは、当該学校の教頭、教諭又は養護教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

第二十九条の二第一項に次のただし書を加える。

ただし、法第四十七条の六第一項の規定により学校運営協議会を置く場合はその限りでない。

別記第一号様式中「第5条第1項第5号」を「第5条第1項第6号」に改める。

別記第二号様式の次に次の1様式を加える。

## 別記第2号様式の2(第5条関係)

休業日(きぎょうじつ)と休業日(きぎょうじつ)		休業日(きぎょうじつ)と休業日(きぎょうじつ)	
休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)
休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)
休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)	休業日(きぎょうじつ)

別記第二号様式中「第5条第3項」を「第5条第4項」に、「日曜日」を「土曜日、日曜日及び祝日」に改める。

## 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(新)

(旧)

目次

第一章 総則

(総則)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第三十三条の規定に基づき、岐阜県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

目次

第一章 総則

(総則)

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。）第三十三条の規定に基づき、岐阜県立高等学校（以下「学校」という。）の管理運営の基本的事項を定めることを目的とする。

第二条 及び第三条 略

第二章 学期及び休業日

第四条 略

(休業日)

第五条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「規則」という。）第一百四条第一項において準用する規則第六十一条第三号に規定する休業日は、次のとおりとする。  
一から三まで 略

四 家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日

四月一日から翌年三月三十一日までの間（ただし、前三号の規定により校長が休業日と定めた期間を除く。）において校長が定める日又は期間

第二章 学期及び休業日

第四条 略

(休業日)

第五条 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号。以下「規則」という。）第一百四条第一項において準用する規則第六十一条第三号に規定する休業日は、次のとおりとする。  
一から三まで 略

五六 略

2 略

3 校長は、第一項第四号の休業日を定める場合においては、体験的学習活動等休業日指定届（別記第二号様式の二）によりあらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

5| 4| 略 略

4| 3| 略 略

2 五六 略 略

## (学校評価)

第七条の二 校長は、学校の教育水準の向上を図り、及び学校の目的を実現するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、職員による点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、その結果を踏まえ、学校評議員、又は岐阜県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（平成三十年岐阜県教育委員会規則第号）第三条第一項で定める学校運営協議会委員（以下「学校運営協議会委員」という。）、保護者等による点検及び評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うものとする。

2 校長は、自己評価及び学校関係者評価を行って当たり、教育委員会の定めるところにより、あらかじめ必要な項目を定め、学校評議員又は学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員又は学校運営協議会委員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。

4 略

## 第七条の三及び第八条 略

## 第四章及び第五章 略

第六章 職員組織  
第十五条から第十八条まで

第七条の三及び第八条 略  
第四章及び第五章 略  
第六章 職員組織  
第十五条から第十八条まで

## (特別支援教育コードイネーテー)

第十八条の二 学校の課程ごとに、特別支援教育コードイネーテーを置く。ただし、これらの者の担当する校務を整理する主幹教諭を置く学校については、この限りでない。

2 特別支援教育コードイネーテーは、特別支援教育の推進に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導助言に当たる。

3 特別支援教育コードイネーテーは、当該学校の教頭、教諭又は養護教諭の中から、教育委員会の承認を得て、校長が命ずる。

## (学校評価)

第七条の二 校長は、学校の教育水準の向上を図り、及び学校の目的を実現するため、学校の教育活動その他の学校運営の状況について、職員による点検及び評価（以下「自己評価」という。）を行うとともに、その結果を踏まえ、学校評議員、保護者等による点検及び評価（以下「学校関係者評価」という。）を行うものとする。

2 校長は、自己評価及び学校関係者評価を行って当たり、教育委員会の定めるところにより、あらかじめ必要な項目を定め、学校評議員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。

3 校長は、自己評価及び学校関係者評価の結果を学校評議員、保護者等に説明するとともに公表するものとする。

4 略

## 第七条の三及び第八条 略

## 第四章及び第五章 略

第六章 職員組織  
第十五条から第十八条まで

第十九条から第二十九条の二まで 略

(学校評議員)

第二十九条の三 学校に、学校評議員を置く。ただし、法第四十七条の六第一項の規定により学校運営協議会を置く場合はその限りでない。

2から4まで 略

第七章から第十二章まで 略

付 則 略

別表 (第二条関係) 略

第1号様式 (第5条関係)

休業日をしめる日		該休業日は、学年が改められた日を除く。夏季、冬季、春、秋の季節休業日を除く。	
期 間	日 数	備 考	
年 月 日から	日	日	
年 月 日まで			
規 由			
調 査			

第十九条から第二十九条の二まで 略

(学校評議員)

第二十九条の三 学校に、学校評議員を置く。

2から4まで 略

第七章から第十二章まで 略

付 則 略

別表 (第二条関係) 略

第1号様式 (第5条関係)

休業日をしめる日		該休業日は、学年が改められた日を除く。夏季、冬季、春、秋の季節休業日を除く。	
期 間	日 数	備 考	
年 月 日から	日	日	
年 月 日まで			
規 由			
調 査			

第2号様式 (第5条関係)  
略

教育監督委員会

後藤義士 岩谷信次郎

休業日指定期

成り立つたとてこの教育監督委員会は、本第1章第5条の規定による事務所に置かれて居ます。

休業日をしめる日		該休業日は、学年が改められた日を除く。夏季、冬季、春、秋の季節休業日を除く。	
期 間	日 数	備 考	
年 月 日から	日	日	
年 月 日まで			
規 由			
調 査			

第2号様式 (第5条関係)  
略

教育監督委員会

後藤義士 岩谷信次郎

休業日指定期

成る所にてこの教育監督委員会は、本第1章第5条の規定による事務所に置かれています。

休業日をしめる日		該休業日は、学年が改められた日を除く。夏季、冬季、春、秋の季節休業日を除く。	
期 間	日 数	備 考	
年 月 日から	日	日	
年 月 日まで			
規 由			
調 査			

第2号様式の2(第5条関係)

年月日  
高等學校

高等學校教務課

年月日  
高等學校

体験的卒業證書等体式正規定式

本式は、日本政府が定めた標準式である。校長が使用するを許す。規定に従つて記入せよ。

体験的卒業證書等体式正規定式		備考
開 始	終 募	
年 月 日	年 月 日	
備 考		

高等學校教務課

高等學校  
年月日

体験的卒業證書等体式正規定式

本式は、日本政府が定めた標準式である。校長が使用するを許す。規定に従つて記入せよ。

体験的卒業證書等体式正規定式		
休業日	期 間	日 數
年 月 日	年 月 日	日
備 考		
備 考		

注：上欄は、其處が放課後日にはある者を除く場合、そのために取扱う事にあつた職員の職務を要しない日を餘考欄に記入せよ。

第4号様式(第11条関係)から第13号様式(第42条の2関係)まで

略

第3号様式(第5条関係)

第3号  
年月日

高等學校教務課

高等學校  
年月日

休業日における休業実績

休業日における休業実績は、改訂標準高等學校建規則第3章第3項の規定に基づき記入せよ。

休業日における休業実績		
休業日	期 間	日 數
年 月 日	年 月 日	日
備 考		

注：休業日における休業実績は、その休業に際しては、その他の運動を要しない。  
記入欄に記入せよ。

第4号様式(第11条関係)から第13号様式(第42条の2関係)まで

略